

# 取締役会議事録と 取締役会の書面決議

制度調査部  
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 8

## 【要約】

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した。

その中で、取締役会議事録の細目も定められている。

会社法の下では、定款に基づく取締役会の書面決議が認められるが、この場合も所定の事項を取締役会議事録に記載することが求められる。

## ・会社法関連省令の公布

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した<sup>1</sup>。具体的な省令を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則  
会社計算規則  
電子公告規則

2005年11月29日に公開された原案の段階では、合計9本の省令が制定される予定であったが、最終的には、上記の3本の省令に集約されることとなった。

本稿では、「会社法施行規則」の定める取締役会議事録の細則を紹介する。なお、特に断らない限り、取締役会設置会社を前提に解説を行う<sup>2</sup>。

## ・取締役会議事録の記載事項

取締役会を開催した場合、その議事については議事録を作成し、出席した取締役・監査役は、これに署名（又は記名押印）することが求められている<sup>3</sup>（会社法369）。

<sup>1</sup> 2006年2月7日付官報(号外第25号)。なお、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji107.html>)にも掲載されている。

<sup>2</sup> 会社法の下では、公開会社以外の会社（即ち、全ての株式に譲渡制限が課されている会社）であれば、取締役会を設置しない株式会社も認められることとなる。

<sup>3</sup> 取締役会の議事録は、電子媒体で作成することも認められる（会社法369、会社法施行規則101）。この場合、出席した取締役・監査役は、署名（又は記名押印）に代えて電子署名を行う必要がある（会社法施行規則225）。

この点は、基本的に現行商法と同じである（商法 260 / 4 など）。ただ、現行商法では、取締役会の議事録の記載内容を単に「議事ノ経過ノ要領及其ノ結果」を記載・記録することとされているのに対して、会社法（及び会社法施行規則）では詳細に議事録の記載内容が規定されている。

会社法施行規則が定める取締役会の議事録の記載事項は下記の通りとなる（会社法施行規則 101 ）。

開催された日時、場所（その場に存在しない取締役、執行役、監査役などが取締役会に出席をした場合におけるその出席方法を含む）

特別取締役による取締役会（ ）である場合、その旨

次のいずれかに該当する場合、その旨

- イ 招集権者以外の取締役の招集請求を受けて招集（会社法 366 ）
- ロ 招集権者以外の取締役が招集（会社法 366 ）
- ハ 法令・定款違反行為などを理由に、株主の請求を受けて招集（会社法 367 ）
- ニ 法令・定款違反行為などを理由に、株主が招集（会社法 367 ）
- ホ 監査役 of 請求を受けて招集（会社法 383 ）
- ヘ 監査役が招集（会社法 383 ）
- ト 委員会設置会社の委員の中から選定された者が招集（会社法 417 ）
- チ 委員会設置会社の執行役の請求を受けて招集（会社法 417 ）
- リ 委員会設置会社の執行役が招集（会社法 417 ）

議事の経過の要領、その結果

決議を要する事項について、特別の利害関係を有する取締役があるとき、その取締役の氏名

次の意見・発言があるときは、その意見・発言の内容の概要

- イ 競争・利益相反取引についての重要事実の報告（会社法 365 、 419 ）
- ロ （法令・定款違反行為などを理由に、株主が取締役会の招集請求等を行った場合）招集請求等を行った株主による意見申述（会社法 367 ）
- ハ 会計参与による計算書類等・臨時計算書類・連結計算書類の承認に関する意見申述（会社法 376 ）
- ニ 監査役による取締役の不正行為等の報告（会社法 382 ）
- ホ 監査役による意見申述（会社法 383 ）
- ヘ 委員会設置会社の監査委員による取締役・執行役の不正行為等の報告（会社法 406 ）

取締役会に出席した執行役・会計参与・会計監査人・株主の氏名・名称

取締役会の議長がある場合、議長の氏名

（ ） 現行商法特例法の下での重要財産委員会に相当する制度である（現行商法特例法 1 の 3、会社法 373 ）

上記 で「その場に存在しない取締役、執行役、監査役などが取締役会に出席をした場合におけるその出席方法」というのは、「テレビ会議システムや電話会議システムを利用して当該会議に参加した者がいる場合には、その旨を記載する」趣旨であると説明されている<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 「会社法関係法務省令案の論点と今後の対応」（【商事法務】No.1754）p.16、相澤哲（法務省大臣官房参事官）発言。

## ．取締役会の書面決議と取締役会議事録

会社法の下では、定款の定めがあれば、取締役会の書面決議を行うことが認められる<sup>5</sup>。

即ち、取締役が取締役会の決議事項について提案を行った場合、次の要件を充たせば、その提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす旨を定款で定めることが認められる(会社法 370)。

その提案について、取締役( )の全員が書面(又は電子媒体)で同意の意思表示を行っている。

(監査役設置会社の場合)監査役がその提案について異議を述べていない。

( )その事項について議決に加わることができるものに限る。

定款に基づいて、取締役会の書面決議を実施した場合、取締役が意思表示を行った書面(又は電子媒体)を10年間保存し、本店に備え置く必要がある(会社法 371 )。また、これらは株主等による閲覧請求の対象にもなる(会社法 371 )など)。

加えて、(実際には取締役会は開催されていない訳だが)書面決議があったことについて、所定の事項を取締役会の議事録に記載・記録する必要がある。具体的には、下記の事項である(会社法施行規則 101 一)。

取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容

上記 の事項の提案をした取締役の氏名

取締役会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

なお、会社法では取締役会の書面決議のほかに、個別通知による「取締役会への報告の省略」という制度も設けられている。

これは、取締役・会計参与・監査役・会計監査人・執行役が、取締役(監査役設置会社の場合には監査役も)全員に対して報告事項を通知した場合は、その事項を取締役会に報告することを要しないというものである<sup>6</sup>(会社法 372 )。

個別通知による「取締役会への報告の省略」が行われた場合、(実際には取締役会は開催されていない訳だが)所定の事項を取締役会の議事録に記載・記録する必要がある。具体的には、次の事項である(会社法施行規則 101 二)

<sup>5</sup> なお、法律上の正式な用語は「取締役会の決議の省略」となっている。また、厳密には意思表示は電子媒体によることも可能であることから、方法は「書面」に限定される訳ではない。ただ、本稿では、便宜上、イメージを理解しやすい「書面決議」という表現を用いることとする。

<sup>6</sup> ただし、代表取締役・執行役などが3ヶ月に1回以上行うことを義務付けられている「自己の職務の執行の状況」報告(会社法 363 、 417 )については、通知のみで済ませることは認められない(会社法 372 )。

取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容

取締役会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名